

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅲ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	担当 部署名	労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室	作成責任者名	総務課長 黒澤 明 労災管理課長 松永 久 補償課長 児屋野 文男 計画課長 松下 和生 特別支援室長 菊地 政幸
--------------------------	---	-------------------	---	---------------	---

施策の概要	労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、施策目標Ⅲ-2-1に含まれている。
--------------	--

施策を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病アフターケア実施費 アフターケア手帳交付者は38,953名おり、支給対象者等からのアフターケア委託費の支給件数は366,659件であった。うちせき髄損傷(33%)が最も多く次いで外傷による脳の器質的損傷(19.5%)、外傷による末梢神経損傷(11.5%)、振動障害(10%)と続いている。(令和3年度) ・労災診療被災労働者援護事業補助事業費 被災労働者は労災指定医療機関において労災診療費の現物給付を受けているが、近年、労災指定医療機関への支払件数は260万件を超え増加傾向となっている。引き続き、被災労働者が現物給付を受けることにより安心して療養できるよう、労災指定医療機関制度を確保・維持することが必要であることから本事業により支援していく必要がある。 ・労災就学等援護費 労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族であって、本人又は生計を同じくする子等に係る学費等の支弁が困難である本制度の現状、受給対象者数は現状8,000名程度で推移しているところ、これらの者が労働災害を原因として就学や就労が不可能となることのないよう、引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会において有識者の意見をいただきながら、適切に制度運用を行っていく必要がある。
------------------	---

施策実現のための課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 95%;">被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、被災労働者の援護及び円滑な社会復帰の促進を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>被災労働者の及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能となることのないよう図ることが重要である。</td> </tr> </table>	1	被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、被災労働者の援護及び円滑な社会復帰の促進を図ることが重要である。	2	被災労働者の及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能となることのないよう図ることが重要である。
1	被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、被災労働者の援護及び円滑な社会復帰の促進を図ることが重要である。				
2	被災労働者の及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能となることのないよう図ることが重要である。				

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
目標1 (課題1)	義肢、車いす等に係る費用の迅速な支給、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとして義肢・車いす等に係る費用など必要な費用を迅速に支給すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 特定疾病アフターケア実施費
目標2 (課題2)	迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして学資の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費

達成目標1について

①	測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合(アウトカム)	90%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。	当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めめることは職員モチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。
						92%	91%	90.4%	93.2%	/	(参考1)平成27年度実績:92.9%、平成28年度実績:90.3% (参考2)令和3年度実績値90.4%は分母:退院患者数(83人)、分子:医学的に職場・自宅復帰可能である患者数(75人)から算出したもの。	

2	アフターケアの健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	88%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	アフターケアの健康管理手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要経費を支給しているところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考1)平成27年度実績:92%、平成28年度実績:88% (参考2)令和3年度実績値80%は分母:健康管理手帳交付申請とアフターケア通院費の支給申請の件数(4,613件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(3,694件)から算出したもの。	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めているところ、例年の実績に鑑み目標値を設定している。
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	障害者職業能力開発校整備等 (昭和22年度)	1,105百万円 909百万円	544百万円 443百万円	1,069百万円	—	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0498	
(2)	外科後処置費 (昭和23年度)	46百万円 21百万円	43百万円 28百万円	36百万円	—	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のための通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして手術その他医療等の給付及び外科後処置のための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0494	
(3)	義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	3,145百万円 3,112百万円	3,427百万円 3,331百万円	3,430百万円	—	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に申し渡す。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして義肢等補装具の注文、製作等に要する費用、採型等に要する旅費を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0495	
(4)	特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,637百万円 3,185百万円	3,495百万円 2,932百万円	3,430百万円	2	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして症状固定後において、診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等必要な措置を行い、またアフターケアのための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0496	
(5)	特別支給金 (昭和49年度)	100,331百万円 88,794百万円	98,444百万円 87,958百万円	96,640百万円	—	災害補償たる保険給付への上積補償として、休業特別支給金等を支給する。被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施していることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0501	
(6)	独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	12,023百万円 12,023百万円	11,221百万円 11,221百万円	11,233百万円	1	労災疾病等に係る研究開発、高度専門的な医療の提供、円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援等の取組を通じて、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施することや、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供等を行っているほか、事業場における災害の防止並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0511	
(7)	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	1,440百万円 828百万円	2,238百万円 2,003百万円	1,486百万円	—	独立行政法人労働者健康安全機構に対して、交付金施設の整備及び機器整備等の補助を行う。 被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業に係る施設整備等であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0512	
(8)	社会復帰特別対策支援経費 (平成17年度)	322百万円 314百万円	298百万円 288百万円	301百万円	—	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして振動障害者等支給対象者に就職準備金その他移転に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0497	
(9)	CO中毒患者に係る特別対策事業経費 (平成18年度)	499百万円 499百万円	496百万円 496百万円	494百万円	—	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0499	
(10)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	1,053百万円 1,047百万円	955百万円 955百万円	907百万円	—	本事業の目的を達成するため、以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、研究に必要な経費を補助する。 ①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業 ②労災疾病に係る診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業 ④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。					2023-厚労-22-0510	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
3 労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	93.5%	平成28年度	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その特性に応じた専門的な介護サービスを提供することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な介護を図ることを目的としている施設であり、入居者が満足できる質の高いサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため、介護サービスの有用性を指標とした。 (参考1)平成27年度実績:92.7%、平成28年度実績:93.5% (参考2)令和4年度実績値94%は、分母:アンケート総回答数(各設問への回答「満足」「まあ、満足」「やや、不満足」「不満足」「どちらともいえない」から一つを選択する)のうち、「どちらともいえない」を除いたもの)の件数(12,527件)、分子:有用の評価を示す回答「満足」もしくは「まあ、満足」と答えたもの)件数(11,741人)から算出したもの。	目標値(90%)について、入居者からのニーズは多岐に渡り、サービスに対する評価は自ずと厳しくなるものと考えられ、施設運営においては相当の努力が不可欠であり、こうした中でこれまでの実績が概ね90%台前半であることを踏まえると、目標値は妥当な数値であると考えられる。
					95%	93%	94%	94%			
4 労災就学援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトプット)	85.5%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	労災就学援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 (参考1)平成27年度実績:85%、平成28年度実績:85.5% (参考2)令和3年度実績値83%は分母:申請件数(646件)、分子:1ヶ月以内の処理件数(535件)から算出したもの。	就学等援護経費を適切に支給するためには、被災労働者との身分関係、支給対象者が学校又は保育園等に在籍していること及び労災年金の受給権者と生計を同じくしていることについて確認の上審査を行う必要があるため、支給決定までには一定程度の期間を要するところ、例年の実績を鑑み目標値を設定している。
					87%	83%	83%	82%			
5 労災保険指定医療機関数(アウトカム)	42,266	平成28年度	前年度+300件以上	毎年度	前年度(43,380)以上	目標値(44,038)以上	目標値(44,486)以上	目標値(44,829)以上	目標値(45,132)以上	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。 (参考)平成27年度実績:41,731、平成28年度実績:42,266	着実に労災保険指定医療機関数を増加させることが重要であるため、前年度から300件以上の増加を目標値として設定している。
					43,738	44,186	44,529	44,832			
達成手段2(開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容及等					令和5年度行政事業レビュー事業番号
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費(昭和43年度)	6百万円	6百万円	6百万円	-	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額171,650円、最低保障額73,090円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額128,760円、最低保障額54,790円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者(最高限度額85,780円、最低保障額36,500円) ※いずれも令和3年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0500				
		5百万円	5百万円								
(12)	労災就学等援護経費(昭和45年度)	2,532百万円	2,426百万円	2,426百万円	4	業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・14,000円(一人月額) ②中学生・・・18,000円(一人月額) ③高校生等・・・17,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) ※いずれも令和3年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。(令和3年度より、労災就労保育援護経費と統合)	2023-厚労-22-0505				
		2,232百万円	2,061百万円								
(13)	労災ケアサポート事業経費(昭和52年度)	461百万円	461百万円	430百万円	-	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する看護師等による訪問支援 ②健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0502				
		460百万円	461百万円								
(14)	休業補償特別援護経費(昭和57年度)	1百万円	1百万円	1百万円	-	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむを得ない事由で受けることができない偶発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 本事業は、じん肺や振動障害等の偶発性疾病に罹患し、業務上疾病と認められた労働者のうち、事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0503				
		1百万円	1百万円								
(15)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費(平成元年度)	2,696百万円	2,576百万円	2,915百万円	5	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間、(公財)労災保険情報センターが労災指定医療機関に対し無利子で当該費用について貸付をするために必要な費用について補助を行う。 本事業は、被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について補助を行うことにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0508				

(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	643百万円 490百万円	457百万円 310百万円	417百万円	—	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0507	
(17)	労災特別介護支援事業経費 (平成元年度)	1,709百万円 1,709百万円	1,741百万円 1,741百万円	1,815百万円	3	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0506	
(18)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	45百万円 45百万円	47百万円 47百万円	40百万円	—	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換支援金(一時金100万円)を支給する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0504	
(19)	過労死等援護事業実施経費 (平成28年度)	12百万円 12百万円	14百万円 14百万円	14百万円	—	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会等を外部委託により実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	2023-厚労-22-0469	
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度	令和5年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
		131,723,847		129,323,557	127,105,649			
施策の執行額(千円)		118,381,140		117,553,473				
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-	-		